

## 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 太陽光発電システム（一体的導入）

### 【添付書類の留意事項】

#### ◎(1) 領収書のコピー

- ◆申請者個人（連名不可、フルネーム）あてであること。
- ◆太陽光発電システムの設置に要した費用が明示されていること。
  - ・余白に「太陽光発電システム設置代として」などのただし書きを記載してください。
  - ・他の工事内容も含む場合、内訳書を添付するか、余白に「太陽光発電システム設置費〇〇円を含む」などのただし書きを記載してください。

#### (2) 電気事業者が発する系統連系日等が確認できる書類のコピー

- ◆設置者名が申請者と同一であること。
- ◆発電設備の設置場所が、申請者の住民票に登録されている住所と同一であること。  
※土地の分筆等のため、地番等が申請時の住所と異なるものも可能とします。
- ◆中部電力㈱が発行するものは「発電設備の連系に関するお知らせ」になります。

#### (3) 工事完了後の現場写真

- ◆次に挙げるカラー写真すべて。
  - ◎・建物全景の写真（建物がわかるもの）
  - ・パネルの設置状況が分かる写真
- ※設置枚数を数えて確認します。写真上で全枚数を確認できない場合は、必ず配置図を添付してください。

#### (4) 機器の保証書のコピー等

- ◆システムの保証書、または対象者氏名・パネルの型番・製造番号・実測値を確認できる出力対比表もしくはバーコードリスト。※日付と対象者名が記入されている必要があります。

#### ◎(5) マイナンバーの記載がない住民票の写し（コピー不可）

- ◆申請された設置場所と同一であること。  
※土地の分筆等のため、地番等が申請時の住所と異なるものも可能とします。
- ◆市役所等の窓口で発行されるものが「住民票の写し」であるため、コピーせずそのままご提出ください。（ホッキスで留めてある場合は、取らないでください。）

#### ◎(6) 住宅の引渡し日が分かる書類のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆「鍵の受領書」など、住宅の引渡し日が明記されている書類であること。  
※建売住宅の場合は、引渡しから年度末までに実績報告書を提出する必要があります。

※請求書（補助金の振込口座の申出書）は、実績報告の際に併せてお持ちください。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。